

平成 26 年

## 大東四條畷消防組合議会第 1 回定例会会議録

平成 26 年 11 月 13 日 開会

平成 26 年 11 月 13 日 閉会

大東四條畷消防組合議会

平成26年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会会議録

目 次

第1日（平成26年11月13日）（木）

○議事日程	1
○出席議員	1
○説明者氏名	1
○職務のために出席した者	1
○本会議の会議事件	1
○開会	2
○日程第1 会議録署名議員の指名について	3
○日程第2 会期決定について	3
○日程第3 認定第1号上程	3
理事者説明	3
質疑	4
採決	4
○日程第4 報告第10号上程	4
理事者説明	4
質疑	5
採決	5
○日程第5 報告第11号上程	5
理事者説明	5
質疑	6
採決	6
○日程第6 議案第41号上程	6
理事者説明	6
質疑	7
採決	7
○日程第7 議案第42号上程	7
理事者説明	7
質疑	8
採決	8
○日程第8 議案第43号上程	8
理事者説明	8
質疑	9
採決	10
○閉会	10

平成26年 大東四條畷消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成26年11月13日（木）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期決定について  
日程第 3 認 定 第 1 号 平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について  
日程第 4 報 告 第 1 0 号 交通事故に係る専決処分の報告について  
日程第 5 報 告 第 1 1 号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について  
日程第 6 議 案 第 4 1 号 財産の取得について  
日程第 7 議 案 第 4 2 号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
日程第 8 議 案 第 4 3 号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議員定数9名

出席議員9名

大東 真司 品川 大介 豊芦 勝子 石垣 直紀 佐藤 誠  
森本 勉 小原 達朗 平野 美治 岩淵 弘

欠席議員0名

○説明者

管 理 者 東坂 浩一 副管理者 土井 一憲 消 防 長 林 顯  
理事兼四條畷消防署長 石田 進 消防次長 奥村 義実 大東消防署長 中村 貞夫  
次長兼総務課長 牧野 功 次長兼予防課長 北村 修 次長兼警防課長 生駒 栄似  
会計管理者 山 鬼 太  
大東市理事兼危機管理監 中田 のぶ子 大東市危機管理室長 中村 康成  
四條畷市都市整備部長 吐田 昭治郎 四條畷市危機管理課長 今井 克己

○職務のために出席した者

総務課参事 瀧田 昭彦 総務課参事 西岡 栄治  
警防課課長補佐 河野 哲輝 予防課主査 田形 耕一

○事務局

総務課上席主査 堤 悟士 総務課上席主査 古川 智広

○本会議の会議事件

- ・平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について
  - ・交通事故に係る専決処分の報告について
  - ・大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
  - ・財産の取得について
  - ・大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - ・大東四條畷消防組合火災予防条例の制定について
- 

### 【開会午後2時00分】

(岩淵議長)

ご起立ください。

礼

それでは、引き続き国歌斉唱を行いますので、国旗に向かってご注目をお願い致します。

(国家斉唱)

礼

ご着席ください。

(岩淵議長)

これより平成26年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を開会致します。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、管理者より第1回定例会を招集されましたところ、時節柄何かとご多忙中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

どうか慎重にご審議を重ねられるとともに、議事進行に格別のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(岩淵議長)

次に、管理者からご挨拶を受けることに致します。管理者。

(東坂管理者)

開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

11月に入り、朝夕の寒さが身にしみるところとなりましたが、議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じ上げます。

本日、ここに、平成26年大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本日も提案申し上げます議案は、平成25年度大東四條畷消防組合一般会計決算の認定1件、交通事故にかかる専決処分の報告1件、条例の一部改正3件、財産取得に係る契約の承認1件でございます。

なにとぞ、よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願い致します。

(岩淵議長)

この際申し上げます。本日の議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおり定

めておりますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

(岩淵議長)

本日は、全員の出席をいただき、議会は成立いたしております。

これより議事に入ります。

### 【日程第1 会議録署名議員の指名について】

(岩淵議長)

日程第1 本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において議席番号 3番 豊芦議員、7番 小原議員を指名致します。

### 【日程第2 会期決定について】

(岩淵議長)

次に、日程第2 会期決定の件を議題と致します。

お諮り致します。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

### 【日程第3 平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について】

(岩淵議長)

次に、日程第3 認定第1号 平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

議案書1ページをお開き願います。認定第1号 平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を付し、同条第5項の規定により、その他政令で定める書類等をあわせて提出し、決算の認定をお願いするものでございます。

平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算書の3ページをお開き願います。

一般会計の歳入総額は、収入済額の合計欄に記載のとおり、84万2,000円でございます。次に歳出につきましては、5ページをご覧ください。歳出総額は、支出済額の合計欄に記載のとおり、67万5,399円でございます。前年度決算額との比較につきましては、組合設立初年度であるため省略させていただきます。

また、次の6ページにお示しするとおり、歳入歳出差引残額は、16万6,601円でございます。この中から翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支におきましても同額の黒字となっております。

歳入歳出決算の詳細につきましては、7ページ以降の事項別明細書のとおりでございますが、組合設立初年度の平成25年度は、組合議員、管理者等に対する報酬が歳出の7割以上を占め、そのほかは通信運搬費、保険料、消耗品費などがございます。

以上が認定第1号平成25年度大東四條畷消防組合一般会計歳入歳出決算の概要でございます。何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

#### 【日程第4 交通事故に係る専決処分の報告について】

(岩淵議長)

次に、日程第4 報告第10号 交通事故に係る専決処分の報告の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 中村署長。

(中村署長)

報告第10号 報告について、ご説明申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

さる、平成26年5月1日、大東市北条四丁目15番先の路上において、走行訓練中の本組合消防自動車左折しようとしたところ、相手方家屋のカーポートに当方消防自動車の車体左上部が接触し、損傷させましたのでこれに対する損害を賠償したものでございます。

交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により平成26年6月8日に専決し、22万2,480円の損害賠償を支払ったもので、同条第2項の規定によりご報告するものでございます。公用車の運行につきましては、日々の業務のなかで職員への注意喚起を行っているところでございますが、今回の事態を厳粛に受け止め、再びこのような事故を起こすことのないよう、安全運転の励行と再発防止の徹底に努めてまいりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第10号は原案のとおり承認されました。

#### **【日程第5 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について】**

(岩淵議長)

次に、日程第5 報告第11号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の件を議題と致します。

理事者に説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

報告第11号 大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分について、ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本条例の改正は、組合設立時において制定した条例と構成市の条例との乖離を埋めるためのものがございます。また、消防職は常に危険を伴う職務であり、殉職等により職員が退職する万一の事態が考えられ、早急に改正する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年9月2日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により組合議会へ報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、官民の格差を解消するために、構成市の退職手当条例に設けられている、支給額を

引き下げる「調整率」を附則に規定するものです。

これにより、構成市職員と組合職員の退職手当に格差がなくなるものでございます。

以上が大東四條曙消防組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の内容でございます。

何とぞよろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号は原案のとおり承認されました。

## 【日程第6 財産の取得について】

(岩淵議長)

次に、日程第6 議案第41号 財産の取得の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。 生駒次長。

(生駒次長)

議案第41号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開き願います。

本件は、高所作業用消防自動車の購入予定価格が2,000万円以上でございますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得るためご提案申し上げます。

契約の方法としまして、3社による指名競争入札を実施いたしました結果、ジーエムいちほら工業株式会社が3千542万4千円で落札したものでございます。

購入物品、企業の経営規模、入札結果等の概要につきましては、お手元に別途配付しております議案説明資料3ページから6ページのとおりでございます。

納入期限は平成27年8月31日となっております。

物品購入契約は、現在仮契約中でございます。議会の議決を賜りました後、本契約を締結し購入の予定でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。



(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了。暫時休憩致します。休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 佐藤議員

(佐藤議員)

この度の議案41号財産の取得につきまして、意見させていただきます。この度の財産の取得につきましては、予定価格に対しまして99.51%という非常に高い値で入札が行われております。納入可能業者が3社ということで、一般市民の感情からいたしますと、極めて不正の起こりやすいような案件であると思われまます。当日辞退というのは、入札においてはあってはならないのではないかと思いますし、今後は入札当日辞退の理由を聞く、もしくは私は当日辞退はあってはならないことだと思いますので、それに対する罰則等を付することはできないかということを考えていただくということをお願いしたいと思ひます。以上でございます。

(岩淵議長)

ほかにごございませんか。質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

## 【日程第7 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第7 議案第42号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。 牧野次長。

(牧野次長)

議案第42号 大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願ひます。

本案は、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成26年5月14日に公布されたことに伴ひ、関係する条例について所要の改正を提案するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。議案書の8ページから12ページ並びに議案説明資料の7ページの条例(案)概要、8ページから16ページの条例新旧対照表をあわせてご覧ください。

第1条「大東四條畷消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」の主な内容につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法が改正されたことにより第1条で引用する法律の条項が繰り上がったため、所要の規定整備を行うとともに、「等級基準職務表」及び「職員手当支給」に関しまして、条例に規定することが必要となったことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、第2条「大東四條畷消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正」の主な内容につきましては、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が管理者に対して報告しなければならない事項について、「職員の人事評価の状況」及び「職員の退職管理の状況」を加える改正を行うものでございます。

次に第3条「大東四條畷消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」及び第4条「大東四條畷消防組合職員の退職手当に関する条例の一部改正」の主な内容につきましては、条例の根拠となる法令の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する日から施行し、第1条の規定につきましては、平成26年12月1日から施行するものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

## 【日程第8 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について】

(岩淵議長)

次に、日程第8 議案第43号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定の件を議題と致します。

理事者の説明を求めます。 北村次長。

(北村次長)

議案第43号 大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書13ページをお開き願います。

本案は、平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、火災予防条例の一部を改正する通知が平成26年1月31日に示されたことに伴い、大東四條畷消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

前回7月の臨時議会では、福知山市での火災を受け「露店等開設の場合の届出及び消火器の準備」を上程させていただきました。今回は「屋外での大規模な催しをする場合、業務計画の提出等」を義務付けるものでございます。

今回の改正には罰則を設けるため、検察庁の意見が必要となります。この手続きに約2ヶ月を要しますことから、7月の議会に上程することは困難でした。しかし、各地区で盆踊りが開催される夏前に改正する必要がございましたことから、2回に分けて上程させていただいたものです。

内容の説明をさせていただきます。

お手元に別途配付しております議案説明資料の17ページ、新旧対照表の中ほど第42条の2をご覧ください。

第一項から第三項では、火気使用器具等の使用を伴う大規模な屋外の催しのうち火災予防対策が必要なものは、消防長又は消防署長があらかじめ主催者の意見を聞いた上で指定催しとして指定し、主催者に遅滞なくその旨を通知するとともに、市民に公表しなければならない旨を規定するものでございます。

次に、18ページ、新旧対照表の上欄第42条の3をご覧ください。

第一項では、消防長又は消防署長から指定催しとして指定を受けた催しの主催者は、速やかに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、計画に基づく業務を行わせなければならないこと、また第二項では、作成した計画は催しを開催する14日前までに消防機関へ提出しなければならない旨を、それぞれ規定するものでございます。

次に、19ページ、新旧対照表の上欄第49条をご覧ください。

指定催しとして指定された催しの主催者が計画を提出しなかった際の罰則を定めるため、新たに第四号を追加するものでございます。

次に、同じく19ページの中ほど第50条をご覧ください。

罰則の適用となる対象者を明確にするため、第一項を中ほどのように改め、さらに第二項を新たに追加するものであります。

なお、本条例は、平成27年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(岩淵議長)

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

(岩淵議長)

質疑なしと認め、質疑を終了致します。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮り致します。

本件を原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(岩淵議長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

(岩淵議長)

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際しまして、管理者からご挨拶を受けることに致します。

(岩淵議長)

東坂管理者

(管理者)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

大東四條畷消防組合議会第1回定例会を招集させていただき、ご提案いたしました各議案等につきまして、慎重にご審議の上、ご議決ご同意を賜り、誠に有難うございました。心より厚くお礼申し上げます。

今議会中にいただきました貴重なご意見、またご提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりとなりました。時節柄なにかとお忙しい日々が続くことと思われましても、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意を賜り、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうも有難うございました。

(岩淵議長)

本定例会の全日程は、滞りなく終了いたしました。

議員各位はじめ皆様には、議事進行に格別のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、平成26年大東四條畷消防組合議会 第1回定例会を閉会を致します。

どうもご苦勞様でございました。ご起立下さい。 礼。 有難うございました。

**【閉会午後2時26分】**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 (原本直筆)

議 長 岩 淵 弘

3 番 議 員 豊 芦 勝 子

7 番 議 員 小 原 達 朗